

第1部 答案作成上の作法

第1章 違憲審査の枠組み p1～10

第1節 違憲審査の基本的な枠組み p1～2

1. 三段階審査論 p1
2. 違憲審査基準の定立・適用による目的手段審査 p1
3. 違憲審査基準の定立・適用（学説）と利益較量論（判例）の関係 p1
4. 違憲審査の基本形 p2

第2節 違憲審査基準の定立・適用による目的手段審査 p3～7

1. 問題提起 p3
2. 侵害が問題となっている権利（利益）が憲法上保障されているか p3
3. 上記2の権利（利益）に対する制約 p3
4. 違憲審査基準の定立 p3～4
5. 違憲審査基準の適用 p5～7
厳格審査の基準／中間審査の基準／合理性の基準／明白の基準

第3節 適用違憲（処分違憲）p8～9

1. 適用違憲の類型 p8
2. 適用違憲の審査の手法 p8
3. 三者間形式における注意点 p8
4. 法令違憲と適用違憲を論じる際の考慮事項の差異 p9

第4節 三段階審査論以外の手法 p10

第2章 判例・学説を踏まえた論述 p11～12

1. 判例・学説を違憲審査の枠組みに落とし込んで理解する p11
2. 試験的に許容されそうな範囲で理解・記憶の水準を下げる p11
3. 判例・学説の使い方のパターン p11～12
4. インプットのゴールを明確にする p12
5. 判例・学説の使い方について柔軟に考える p12

第3章 出題形式ごとの答案の書き方 p13～15

第1節 三者間形式 p13～14

1. 設問1 p13
2. 設問2 p13～14

第2節 法律意見書形式 p14～15

1. 平成30年以降の出題形式 p14
2. 答案の書き方 p14～15

第4章 権利選択における視点 p16

第5章 法令違憲・適用違憲を論じるべきかの判断 p16

第6章 問題文・設問の指示・誘導（ヒント）に従った抽出・構成 p16

第7章 立法目的の把握の仕方 p17

第2部 総論

第1章 憲法と立憲主義 p18

掲載なし

第2章 国民主権の原理 p18

掲載なし

第3章 平和主義 p18

掲載なし

第3部 基本的人権

第1章 基本的人権の原理 p19

第2章 人権の享有主体性 p20～33

1. 天皇・皇族 p20

2. 法人 p20～23

[論点1] 法人の人権享有主体性（八幡製鉄事件・最大判 S45.6.24・百I8）

[論点2] 自然人と異なる特別の制約（八幡製鉄事件・最大判 S45.6.24・百I8）

[判例1] 八幡製鉄事件（最大判 S45.6.24・百I8）

[判例2] 南九州税理士会事件（最判 H8.3.19・百I36）

[判例3] 群馬司法書士会事件（最判 H14.4.25）

[判例4] 三井美唄炭鉱労組事件（最大判 S43.12.4・百II144）

[判例5] 国労広島地本事件（最判 S50.11.28・百II145）

3. 外国人 p23～27

[論点1] 外国人の人権享有主体性（マククリーン事件・最大判 S53.10.4・百I1）

[判例1] マククリーン事件（最大判 S53.10.4・百I1）

[判例2] 森川キャサリーン事件（最判 H4.11.16・百IA2）

[判例3] 塩見訴訟（最判 H元.3.2・百I5）

[判例4] ヒッグス・アラン事件（最判 H5.2.28）

[判例5] 外国人地方選挙訴訟（最判 H7.2.28・百I3）

[判例6] 外国人管理職訴訟（最大判 H17.1.26・百I4）

4. 公務員 p27～31

（1）特別権力関係の理論 p27

（2）政治活動の自由 p27～30

[判例1] 猿払事件（最大判 S49.11.6・百I12）

[判例2] 堀越事件（最判 H24.12.7・百I13）

[判例3] 寺西事件（最大判 H10.12.1・百II177）

（3）争議行為 p30～31

[判例1] 全農林警職法事件（最大判 S48.4.25・百II141）

5. 在監者（刑事収容施設における被収容者） p31～32

[判例1] 禁煙処分事件（最大判 S45.9.16・百IA4）

[判例2] よど号ハイジャック記事抹消事件（最大判 S58.6.22・百I14）

6. パターナリスティックな制約 p32～33

第3章 人権の私人間効力 p34～35

1. 人権の私人間効力 p34～35

[論点1] 人権の私人間効力（三菱樹脂事件・最大判 S48.12.12・百I9）

[判例1] 三菱樹脂事件

[判例2] 昭和女子大事件（最判 S49.7.19・百I10）

[判例3] 百里基地事件（最判 H元6.20・百II166）

2. 純然たる事実行為による人権侵害 p35

第4章 包括的基本権 p36～42

1. 明文根拠のない基本権の存在（包括的基本権の保障） p36

[論点1] 新しい人権

2. プライバシー権 p36～40

（1）保護領域 p36～37

[論点1] 伝統的プライバシー権

[論点2] 自己情報コントロール権

[論点3] 公権力によって個人情報を強制的に収集されない権利（京都府学連事件・最大判 S44.12.24・百I16）

（2）保障の程度 p37

（3）判例 p37～41

[判例1] 前科照会事件（最判 S56.4.14・百I17）

[判例2] 「宴のあと」事件（東京地判 S39.9.28・百I60）

[判例3] 「石に泳ぐ魚」事件（最判 H14.9.24・百I62）

[判例4] 京都府学連事件（最大判 S44.12.24・百I16）

[判例5] 指紋押捺事件（最判 H7.12.15・百I2）

[判例6] 早稲田大学講演会事件（最判 H15.9.12・百I18）

[判例7] 住基ネット事件（最判 H20.3.6・百I19）

[判例8] グーグル検索結果削除請求事件（最決 H29.1.31・百I63）

[判例9] 車内広告放送事件（最判 S63.12.20・百I230）

3. 自己決定権 p41～42

[論点1] 自己決定権の憲法上の保障

[判例1] 熊本丸刈り事件（熊本地判 S60.11.13・百IA5）

[判例2] どぶろく事件（最判 H元.12.14・百I21）

[判例3] エホバの証人輸血拒否事件（最判 H12.2.29・百I23）

4. 環境権 p42

第5章 法の下での平等 p43～52

1. 平等の観念と歴史 p43

2. 差別的取扱いの正当化審査 p43～44

3. 目的・手段審査の力点 p44

4. 判例 p44～52

[判例1] 尊属殺人事件（最大判 S48.4.4・百I25）

[判例2] 非嫡出子相続分規定事件（違憲）（最大決 H25.9.4・百I27）

[判例3] 女子再婚禁止期間事件（違憲）（最大判 H27.12.16・百I28）

[判例4] 夫婦同氏事件（最大判 H27.12.16・百I29）

[判例5] 国籍法違憲訴訟（最大判 H20.6.4・百I26）

[判例6] サラリーマン税金訴訟（最大判 S60.3.27・百I31）

[判例 7] 東京都売春取締条例事件（最大判 S33.10.15・百 I 32）

5. 積極的差別解消措置（アファーマティブ・アクション） p52

[論点 1] 国立法科大学院の入学者選抜試験における女性優遇（平成 23 年予備試験）

第 6 章 思想・良心の自由 p53～56

1. 保障の趣旨 p53

2. 「思想及び良心」の意味 p53

3. 「思想及び良心」に対する制約・介入の類型 p53

4. 憲法 19 条と憲法 21 条 1 項との関係 p53～54

5. 判例 p54～56

[判例 1] 謝罪広告強制事件（最大判 S31.7.4・百 I 33）

[判例 2] 麹町中学内申書事件（最判 S63.7.15・百 I 34）

[判例 3] 「君が代」起立斉唱職務命令拒否事件（最判 H23.5.30・百 I 37）

第 7 章 信教の自由 p57～62

1. 保障の趣旨 p57

2. 「信教」の定義 p57

3. 信教の自由の保障の内容 p57

4. 信教の自由の保障の限界 p57～60

（1）信仰自体への直接的介入 p57～58

（2）宗教的行為・宗教的結社の自由に対する制約 p58

[論点 1] 法的制約（牧会事件・神戸簡裁 S50.2.20・百 I 40）

[論点 2] 間接的ないし事実上の制約（オウム真理教解散命令事件・最決 H8.1.30・百 I 39）

（3）判例 p58～60

[判例 1] 京都市古都保存協力税条例事件（京都地判 S59.3.30・百 I [5 版] 44）

[判例 2] 日曜日授業参観事件（東京地判 S61.3.20・百 I A6）

[判例 3] エホバの証人剣道受講拒否事件（最判 H8.3.8・百 I 45）

5. 政教分離の原則（国家と宗教の分離の原則） p60～62

（1）国家と宗教の分離 p60

（2）制度的保障 p60

（3）判断枠組み p60～62

[論点 1] 目的効果基準（1）（津地鎮祭事件：憲法 20 条 3 項）

[論点 2] 目的効果基準（2）（愛媛玉串料事件：憲法 20 条 3 項・89 条前段）

[論点 3] 総合衡量型（1）（空知太神社事件：憲法 20 条 1 項後段・89 条前段）

[論点 4] 総合衡量型（2）（空知太神社事件：憲法 20 条 1 項後段・89 条前段）

[論点 5] 少数者の信教の自由に配慮してなされるべき行為の政教分離原則適合性の判断の仕方

6. 宗教的プライバシー（宗教的人格権） p62

第 8 章 学問の自由 p63～65

1. 保障の趣旨 p63

2. 「学問」の意義 p63

3. 保障の内容 p63～64

学問研究の自由／研究結果の発表の自由／教授の自由

4. 国家の助成制度 p64

5. 大学における学問の自由 p64

6. 大学の自治 p64～65

7. 大学における学生の地位 p65

[論点 1] 大学における学生の集会（東大ボポロ事件・最大判 S38.5.22・百 I 86）

第9章 表現の自由 p66～90

第1節. 総論 p66

1. 表現の自由の意義・価値

2. 違憲審査基準を定立する際の考慮要素

第2節. 表現の自由と国家による援助 p67

[判例 1] 公立図書館の図書廃棄事件（最判 H17.7.14・百 I 70）

第3節. 表現の自由の制約 p68～71

1. 二重の基準の理論 p68

2. 明確性の理論 p68～69

3. 事前抑制／事後抑制 p69～70

[論点 1] 「検閲は、これをしてはならない」の意味（札幌税関検査事件・最大判 S59.12.12・百 I 69）

[論点 2] 名誉毀損を理由とする裁判所による出版物の頒布等の差止め（北方ジャーナル事件・最大判 S61.6.11・百 I 68）

[論点 3] プライバシー侵害を理由とする裁判所による出版物の頒布等の差止め（週刊文春記事差止事件・東京高決 H16.3.31）

4. 表現内容規制／表現内容中立規制 p70～71

5. 直接的制約／間接的・付随的制約 p71

[論点 4] 表現行為を理由とする不利益取扱い

第4節. 表現の自由の類型 p72～86

1. 知る自由・知る権利 p72～73

(1) 知る自由 p72

[論点 1] 憲法上の保障（よど号ハイジャック記事抹消事件・最大判 S58.6.22・百 I 14）

[論点 2] 違憲審査基準（青少年保護のための有害図書規制）（岐阜県青少年保護育成条例事件・最判 H 元.9.19・百 I 50）
：伊藤正己裁判官の補足意見）

(2) 知る権利 p73

[論点 1] 憲法上の保障（博多駅事件・最大判 S44.1.26・百 I 73）

2. 筆記行為の自由 p73～74

[論点 1] 憲法上の保障・違憲審査基準（レペタ事件・最大判 H 元.3.8・百 I 77）

3. アクセス権 p74

[論点 1] アクセス権の根拠（サンケイ新聞事件・最判 S62.4.24・百 I 82）

4. 報道の自由・取材の自由 p74～76

(1) 報道の自由 p74

[論点 1] 憲法上の保障（博多駅事件・最大判 S44.1.26・百 I 73）

(2) 取材の自由 p75～76

[論点 1] 憲法上の保障（博多駅事件・最大決 S44.11.26・百 I 73）

[論点 2] 地方裁判所による取材結果の提出命令（博多駅事件）

[論点 3] 捜査機関による取材結果の差押え（TBS 事件・最決 H2.7.9・百 I 74）

[論点 4] 「職業の秘密」を理由とする証言拒絶（NHK 記者証言拒絶事件・最決 H18.10.3・百 I 71）

5. 放送の自由 p76

6. 政治的表現の自由 p76～77

[判例 1] 自衛隊官舎ビラ配布事件（最判 H20.4.11・百 I 58）

7. 低価値表現（無価値表現） p77～84

(1) せん動 p77

(2) わいせつ表現 p77～79

[判例 1] チャタレイ事件 (最大判 S32.3.13・百 I 51)

[判例 2] 「悪徳の栄え」事件 (最大判 S44.10.15・百 I 52)

[判例 3] 第 2 次メイプルソープ事件 (最判 H20.2.19・H20 重判 6)

(3) 名誉毀損表現 p79～82

ア. 刑事責任

(ア) 公共利害事実

(イ) 公益目的

(ウ) 真実性の証明

[論点 1] 真実性の錯誤 (「夕刊和歌山時事」事件・最大判 S44.6.25・百 I 64)

[論点 2] 「現実の悪意」論

[論点 3] 対抗言論の法理

[論点 4] インターネット上の表現による名誉毀損罪の免責要件 (名誉毀損被告事件・最決 H22.3.15・H22 重判 8)

イ. 民事責任

[論点 1] 不法行為責任の免責要件 (最判 S41.6.23)

[論点 2] 公正な論評の法理 (長崎教師批判ビラ事件・最判 H 元.12.21・百 I 66 等)

[論点 3] 配信サービスの抗弁 (ロス疑惑配信記事訴訟・最判 H14.1.29 等)

(4) プライバシー侵害 p82

(5) ヘイト・スピーチ (差別的増悪言論) p82～83

[論点 1] 憲法上の保障・違憲審査基準

(6) 営利的言論 p83

[論点 1] 憲法上の保障・違憲審査基準

(7) 象徴的言論 p83～84

(8) 虚偽表現 p84

[論点 1] 憲法上の保障・違憲審査基準

8. インターネット異性紹介事業 p84～85

9. ビラ配布・ビラ貼り付け・立看板設置 p85～86

(1) ビラ配布

(2) ビラやポスターの貼付

10. 消極的表現の自由 p86

[論点 1] 憲法上の保障・制約・違憲審査基準

第 5 節. 集会の自由・集団行動の自由・結社の自由・通信の自由 p87～90

1. 集会の自由 p87～88

[論点 1] 集会のために公共施設を利用する権利

[論点 2] 明らかな差し迫った危険の基準 (泉佐野市民会館事件・最判 H7.3.7・百 I 81)

[論点 3] 敵意ある聴衆の法理 (上尾市福祉会館事件・最判 H8.3.15)

[論点 4] 暴走族の集会に対する事後的かつ段階的規制 (広島市暴走族追放条例事件・最判 H19.9.18・百 I 84)

2. 集団行動の自由 p88～90

[判例 1] 新潟県公安条例事件 (最大判 S29.11.24・百 I 82)

[判例 2] 東京都公安条例事件 (最大判 S35.7.20・百 I A8)

3. 結社の自由 p90

4. 通信の秘密 p90

第 10 章 経済的自由 p91～100

第 1 節. 職業の自由 p91～94

1. 保護領域 p91

2. 違憲審査基準 p91～92

〔論点 1〕 職業規制に関する違憲審査基準についての判例理論（薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I 92）

〔論点 2〕 上記の判例理論の適用

3. 判例 p92～94

〔判例 1〕 薬事法事件（最大判 S50.4.30・百 I 92）

〔判例 2〕 酒類販売免許制事件（最判 H4.12.15・百 I 94）

〔判例 3〕 医薬品ネット販売事件（最判 H25.1.11・百 II A19）

第 2 節. 居住・移転の自由／国籍離脱の自由 p95～96

1. 居住・移転の自由 p95～96

〔論点 1〕 一時的な移動の自由（旅券発給拒否処分事件・最判 S60.1.22・伊藤正己裁判官の補足意見）

〔判例 1〕 ハンセン病訴訟（熊本地判 H13.5.11・百 II 192）

2. 国籍離脱の自由 p96

第 3 節. 財産権 p97～100

1. 憲法 29 条 1 項・2 項 p97～98

〔論点 1〕 既得の具体的財産権の制限

〔論点 2〕 財産権の内容形成の限界

2. 損失補償 p98～100

〔論点 1〕 憲法 29 条 2 項に基づく財産権の制限に対する補償の要否

〔論点 2〕 補償の要否の判断基準

〔論点 3〕 消極目的規制に対する補償の要否（河川附近地制限令事件・最大判 S43.11.27・百 I 102 等）

〔論点 4〕 「正当な補償」の意味（農地改革事件・最大判 S28.12.23・百 I 100）

〔論点 5〕 直接憲法に基づく補償の請求（河川附近地制限令事件・最大判 S43.11.27・百 I 102）

第 1 1 章 人身の自由と手続的権利 p101～102

1. 奴隷的拘束・苦役からの自由 p101

2. 適正手続 p101～102

〔論点 1〕 憲法 31 条の保障内容

〔論点 2〕 適正手続の内容（第三者所有物没収事件・最大判 S37.11.28・百 II 107）

〔論点 3〕 行政手続と憲法 31 条（成田新法事件・最大判 H4.7.1・百 II 109）

3. 被疑者の権利 p102

〔論点 1〕 行政手続と憲法 35 条（川崎民商事件・最大判 S47.11.22・百 II 114）

4. 被告人の権利 p102

〔論点 1〕 行政手続と憲法 38 条 1 項（川崎民商事件（最大判 S47.11.22・百 II 114）

第 1 2 章 国務請求権 p103

1. 請願権

2. 裁判を受ける権利

3. 国家賠償及び刑事補償請求権

〔論点 1〕 立法行為・立法不作為の国家賠償法上の「違法」（1）（在外日本人選挙権制限規定違憲訴訟・最大判 H17.9.14・百 II 147）

〔論点 2〕 立法行為・立法不作為の国家賠償法上の「違法」（2）（女子再婚禁止期間事件・最大判 H27.12.16・百 I 28）

第 1 3 章 参政権 p104～107

〔論点 1〕 選挙権又はその行使を制限する法令の違憲審査基準（在外日本人選挙権制限規定違憲訴訟・最大判 H17.9.14・百 II 147）

〔論点 2〕 公職選挙に立候補する自由（三井美唄炭鉱労組事件・最大判 S43.12.4・百 II 144）

[論点 3] 選挙制度の仕組みの具体的決定に関する国会の広い裁量（最大判 H11.11.10・百 II 152）

[論点 4] 選挙運動の自由の制限（個別訪問禁止事件・最判 S56.7.21・百 II 158・伊藤正己裁判官補足意見）

[論点 5] 議員定数不均衡（最大判 S51.4.14・百 II 148、最大判 H23.3.23・百 II 153、最大判 H25.11.20・H25 重判 1）

第 1 4 章 社会権 p108～118

第 1 節. 生存権 p108～114

1. 生存権の二つの側面 p108

2. 生存権の問題類型 p108～114

(1) 立法 p108～p111

ア. 生存権の給付請求権としての側面の侵害

[判例 1] 生活保護老齢加算廃止訴訟（最判 H24.2.28・百 II 135）

イ. 生存権の自由権的側面の侵害

[論点 1] 立法による作為的な介入により国民の「最低限度の生活」が脅かされる場合

(2) 立法不作為 p111

[判例 2] 学生無年金障害者訴訟（最判 H19.9.28・百 II 134）

(3) 行政権による具体化立法の違憲的な解釈・適用 p111～114

[論点 2] 生活保護法上の受給要件を満たさないことを理由とする生活保護認定申請却下処分（平成 22 年司法試験）

第 2 節. 教育を受ける権利 p115～117

1. 教育を受ける権利の主体 p115

2. 教育を受ける権利の 3 つの側面 p115

3. 教育内容決定権の所在 p115～116

[判例 1] 旭川学力テスト事件（最大判 S51.5.21・百 II 136）

[判例 2] 伝習館高校事件（最判 H2.1.18・百 II 141）

4. 義務教育の無償 p116

第 3 節. 労働基本権 p118

1. 労働基本三権とは

2. 労働基本三権の内容

3. 労働基本三権の性格

4. 労働基本三権の制限

5. 消極的団結権

第 4 部 統治

第 1 章 権力分立 p119

1. 権力分立

2. 政党

第 2 章 国会 p120～129

第 1 節. 国会の地位 p120～123

1. 国民の代表機関 p120

[論点 1] 「全国民で代表」の意味

2. 自由委任と党議拘束 p120

[論点 1] 党議拘束と自由委任の関係

3. 国権の最高機関 p120～121

[論点 1] 「最高機関」意味

4. 唯一の立法機関 p121～123

(1) 「立法」の意味

〔論点 1〕・実質的意味の立法

〔論点 2〕 処分的法律（措置法）

(2) 「唯一」の意味

〔論点 1〕 内閣の法律案提出

〔論点 2〕 最高裁判所の法律案提出権

〔論点 3〕 委任立法の可否・限界

第2節. 国会の組織と活動 p123～124

1. 二院制 p123～124

2. 選挙制度 p124

3. 国会議員の地位 p124

〔論点 1〕 免責特権による免責範囲（病院長自殺国賠訴訟・最判 H9.9.9・百Ⅱ170）

4. 国会議員の権能 p124

第3節. 国会の活動 p125～129

1. 会期 p125

2. 衆議院の解散 p125

3. 参議院の緊急集会 p125

4. 会議の原則 p125

5. 国会の権能 p125～127

〔論点 1〕 条約と法律の優劣関係

〔論点 2〕 条約と憲法の優劣関係

〔論点 3〕 条約の違憲審査（砂川事件・最大判 S34.12.16・百Ⅱ163）

〔論点 4〕 国会の承認を得られなかった条約の効力

〔論点 5〕 国会の条約修正権

6. 議院の権能 127～129

(1) 議院規則制定権 p127

〔論点 1〕 国会法と議院規則との効力上の優劣関係

(2) 国政調査権 p127～128

〔論点 1〕 国政調査権の性質

〔論点 2〕 司法権との関係

〔論点 3〕 検察権との関係（日商岩井事件・東京地判 S55.7.24・百Ⅱ171）

〔論点 4〕 一般行政権との関係

〔論点 5〕 人権との関係

第3章 内閣 p130～132

1. 行政権と内閣 p130～131

〔論点 1〕 独立行政委員会の合憲性（憲法 65 条との関係）

〔論点 2〕 独立行政委員会の合憲性（憲法 41 条後段との関係）

〔論点 3〕 独立行政委員会の合憲性（憲法 76 条との関係）

2. 内閣の組織と権能 p131～132

3. 議院内閣制 p132

〔論点 1〕 衆議院の解散の実質的決定権の帰属

第4章 裁判所 p133～137

1. 司法権の意味と範囲 p133～136

- (1) 司法権の概念 p133
- (2) 法律上の争訟 p13～134
- (3) 司法権の限界 p134～136
 - ア. 自律権に属する行為
 - イ. 自由裁量行為
 - ウ. 統治行為
 - 〔論点 1〕 統治行為の論拠と範囲・限界
 - エ. 団体の内部事項に関する行為
 - 〔論点 1〕 外在的制約論（最大判 R2.11.25）
 - 〔判例 1〕 市議会議員出席停止事件（最大判 R2.11.25）
- 2. 裁判所の組織と権能 p136～137
 - (1) 最高裁判所裁判官の国民審査 p136
 - 〔論点 1〕 国民審査の性質
 - (2) 最高裁判所規則制定権 p137
 - 〔論点 1〕 規則の所轄事項を法律で定めることの可否（最大判 S30.4.22・百 II 207）
 - 〔論点 2〕 規則と法律の優劣
- 3. 司法権の独立 p137

第5章 財政 p138～140

- 1. 財政民主主義 p138
- 2. 租税法律主義 p138
 - 〔論点 1〕 租税法律主義の適用範囲（旭川市国民健康保険条例事件・最大判 H18.3.1・百 II 196）
- 3. 予算 p138～139
 - 〔論点 1〕 予算の法的性質
 - 〔論点 2〕 予算の増額修正
- 4. 決算審査 p139
- 5. 公金支出の禁止 p139～140
 - 〔論点 1〕 憲法 89 条後段の「公の支配」の意義

第6章 地方自治 p141～144

- 1. 総説 p141
- 2. 地方自治の本旨 p141
- 3. 地方公共団体の機関 p141
- 4. 条例 p141～144
 - 〔論点 1〕 自主条例による財産権の規制（奈良県ため池条例事件・最大判 S38.6.26・百 I 98）
 - 〔論点 2〕 自主条例による罰則の設定（最大判 S37.5.30・百 II 208）
 - 〔論点 3〕 自主条例による課税
 - 〔論点 4〕 「法律の範囲内」（徳島市公安条例事件・最大判 S50.9.10・百 I 83）
 - 〔判例 1〕 徳島市公安条例事件（最大判 S50.9.10・百 I 83）
 - 〔判例 2〕 神奈川県臨時特例企業税事件（最判 H25.3.21・百 II 201）
- 5. 地方自治特別法 p144

第7章 憲法の保障 p145～150

- 1. 違憲審査制 p145～148
 - (1) 違憲審査権の根拠 p145

(2) 違憲審査権の性格 p145

[論点 1] 違憲審査権の性格 (警察予備隊違憲訴訟・最大判 S27.10.8・百 II 187)

(3) 付随的違憲審査制の特質 p145

(4) 合憲限定解釈 p145～146

[論点 2] 合憲限定解釈の限界 (要件) (税関検査事件・最大判 S59.12.12・百 I 69)

(5) 違憲審査の主体 p146

[論点 3] 下級裁判所による違憲審査の可否 (ヤミ米販売事件・最大判 S25.2.1)

(6) 違憲主張の適格 p146～147

[論点 4] 法令中の他の規定・法令全体の違憲主張

[論点 5] 第三者の憲法上の権利が現実に侵害される場合 (第三者所有物没収事件・最大判 S37.11.28・百 II 107)

[論点 6] 第三者の憲法上の権利の侵害可能性がある場合 (徳島市公安条例事件・最大判 S50.9.10・百 I 83: 高辻正己裁判官の意見)

(7) 違憲判断の方法と判決 p147～148

[論点 7] 判決で違憲とされた法律の効力

2. 憲法改正 p148～149

[論点 1] 内閣の憲法改正発案権

[論点 2] 憲法改正の限界

3. 憲法の変遷 p149～150

[論点 1] 憲法の変遷

第1部 答案作成上の作法

第1章 違憲審査の枠組み

第1節 違憲審査の基本的な枠組み

以下では、法令の違憲審査の基本的な枠組みについて取り上げる。

A 総まくり 1～2 頁

1. 三段階審査論

違憲審査の手法の代表的なものとしては、三段階審査がある。三段階審査は、防御権又は防御権的に構成できる権利に対する制約の正当化審査に際して用いられるものである。三段階審査では、以下の手順により違憲審査が行われる。

①問題となっている自由ないし権利が憲法上の権利として保障されるか

➡基本権によって保護された行為・状態の領域を画定する段階（基本権の保護領域）

②①に対する制約があるか

➡基本権の保護領域に介入し基本権を制限する国家行為を確認する段階（基本権制限）

③制約の正当化（形式的観点・実質的観点）

➡憲法的正当化の観点は、形式的観点・実質的観点到に分類される¹⁾

違憲審査基準の定立・適用による目的手段審査は、③制約の正当化の観点のうち、実質的観点到に属する

2. 違憲審査基準の定立・適用による目的手段審査

全ての事案類型に妥当する枠組みではないが、「表現の自由」をはじめとする一部の人権に妥当する違憲審査の基本的な枠組みであると考えられている。

3. 違憲審査基準の定立・適用（学説）と利益較量論（判例）の関係

判例は、多くの場合、違憲審査の手法として、「一定の利益を確保しようとする目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を具体的に比較衡量する」という「利益衡量」論を採用しており、「違憲審査基準」そのものは採用していないと理解されている。

最高裁は、違憲審査基準っぽい基準を定立することもあるが、それは大きな判断枠組みである「利益較量」による判断の指標として言及されているものにすぎないと理解されている。

もっとも、司法試験委員会は、「保障⇒制約⇒違憲審査基準の設定⇒当てはめ」を違憲審査の基本的な枠組みであると理解している。

そこで、学説が違憲審査基準を採用している領域では、利益較量論に立っている判例を「違憲審査基準の定立・適用」という枠組みに引き直して理解・使用することになる。

¹⁾ 形式的観点としては、㉞法律の留保原則、㉟委任立法の限界、㊱条例と法律の関係（憲法 94 条）、㊲憲法の法律留保事項（憲法 29 条 2 項・31 条・84 条）、㊳規範の明確性（明確性の原則・過度の広汎性の原則）及び㊴検閲の絶対禁止（憲法 21 条 2 項前段）の 6 つが挙げられる。

4. 違憲審査の基本形

(1) 憲法上の保障

- ・問題となっている自由ないし権利が憲法上の権利として保障されるか。

(2) 制約

- ・国家の干渉（国家の介入行為）が（1）の権利に対する制約といえるほど強いものか。

(3) 制約の正当化

ア. 形式的観点

- ・明確性の原則・過度の広汎性の原則といった形式的観点は、実質的観点に先立って検討する。
- ・形式的観点から違憲との結論に達した場合でも、実質的観点についても検討する。

イ. 実質的観点

- ・違憲審査基準の厳格度は、①権利の性質と②制約の態様を基本的な考慮要素としつつ、場合によっては③立法裁量を尊重すべき例外的事情の有無も考慮することにより判断される。違憲審査基準の厳格度と立法裁量を尊重すべき要請とは逆相関の関係にあり、違憲審査基準の厳格度は①～③により立法裁量を尊重すべき要請の有無・程度を明らかにすることにより決せられる。
- ・厳格審査・中間審査の基準における手段審査については、適合性・必要性の2要件で理解し、相当性（狭義の比例性）を独立の要件としない見解もある。試験対策としては、(i)原則として適合性・必要性だけで審査し、相当性としてでなければ評価することができない事情がある事案に限って相当性まで審査する、(ii)相当性まで審査する場合であっても、適合性⇒必要性⇒相当性という流れで審査する、と理解するべきである。

第2節. 違憲審査基準の定立・適用による目的手段審査

A 総まくり 2~9 頁

1. 問題提起

平成 30 年・令和 1 年司法試験における新しい出題形式（法律意見書形式）では、設問において、法案・条例案の憲法上の問題点について自己の意見を論じる際には、本法案・条例案「のどの部分が、いかなる憲法上の権利との関係で問題になり得るのかを明確」にするようにとの指示がある。

そこで、答案の冒頭では、「法案〇〇条は、△△の自由を侵害するものとして、憲法□□条に反し違憲ではないか」というように、①違憲性検討の対象、②権利侵害を問題とする憲法上の権利（生の権利）、③②に対応する憲法の条文番号を明示することになる。

②を抽出する際には、制約から考える。

2. 侵害が問題となっている権利（利益）が憲法上保障されているか

（1）条文の文言、人権の定義、当該条文の保障内容に形式的に該当するか

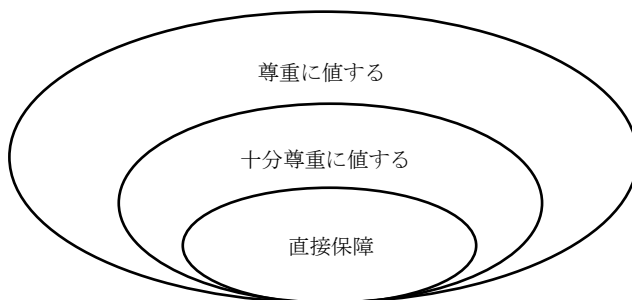
- ・形式的に該当するのであれば、文言の意義、人権の定義、当該条文の保障内容などのうち、本問で使うものを抽象的に明示した上で、生の権利（利益）をそれに当てはめる
- ・形式的に該当しないのであれば、保障の趣旨（沿革等を含む）や判例・学説を使って保障を肯定することができないのかを検討する
- ・形式的に該当しても、保障の趣旨が妥当しないなどの理由から、保障の肯否が問題となることもある

（2）保障の程度

憲法上保障される権利（利益）は、①憲法□□条により直接保障されるもの、②憲法□□条の趣旨（精神）に照らし十分尊重に値するもの、③憲法□□条の趣旨（精神）に照らし尊重に値するものに大別される。

保障の程度は、「①>②>③」となる。

①につき、保障の中核に属する権利（利益）と保障の外延（周辺）に属する権利（利益）という分類も観念し得る。



3. 上記2の権利（利益）に対する制約

人権によっては、間接的・付随的制約（あるいは、事実上の制約）であっても、正当化が要求される憲法上の権利（利益）に対する「制約」が肯定される。

4. 違憲審査基準の定立

違憲審査基準の厳格度は、権利の性質（重要性が中心）や制約の態様（強度が中心）を考慮して決定される。

法令違憲審査であれば、これらの要素を考慮することにより、違憲審査基準

の厳格度と逆の相関の關係に立つ立法裁量を尊重すべき要請の程度を明らかにすることを通じて、違憲審査基準の厳格度を決するわけである。

その際、判例・学説を無視して適当に権利の性質や制約の態様の足し算（掛け算）をするのではなく、判例・学説を踏まえて権利の性質や制約の態様を考慮する必要がある。

（１）権利の性質

権利の重要性が中心的な考慮要素となるが、これに限られない。

例えば、思想良心の自由（憲法 19 条）や信教の自由（憲法 20 条）、学問の自由（憲法 23 条）では、保障の趣旨（沿革等）にも言及するのが望ましい。

（２）制約の態様

㊦制約の態様では、具体的な規制の態様には言及しないで、事前／事後規制、直接的／間接的付随的制約、表現内容／表現内容中立規制といった判例・学説により類型化された規制態様を考慮するにとどめる。

➡具体的な規制態様（例えば、禁止範囲の広さ、罰則による禁止など）は、主として、手段必要性の審査の段階で取り上げる。

㊧規制の必要性（あるいは反対利益の重要性）を理由として違憲審査基準の厳格度を下げるという論法を、安易に採用すべきではない。

➡仮にこれらも考慮するのであれば、人権の性質や制約の態様に絡めて考慮すべきである。

（注）違憲審査基準の厳格度に関する原則論・判例学説の相場を守る

➡判例・学説上、人権・事案類型ごとに原則的な違憲審査基準の厳格度とその上限が決まっている。

例えば、表現内容規制には原則として厳格審査基準が適用されるから、事案特性を踏まえて中間審査基準以下まで下げる場合には、まずは表現内容規制には厳格審査基準が適用されることをその根拠とともに明示した上で、その根拠の全部又は一部が妥当しないことなどを理由として中間審査基準以下まで下げることができないのかを論じることになる。

また、職業規制で厳格審査基準を用いることなど、違憲審査基準の厳格度の上限（相場）から逸脱することのないよう注意する。

5. 違憲審査基準の適用

違憲審査基準を正しく適用するためには、厳格度が異なる違憲審査基準ごとに目的・手段審査の内容を正確に理解する必要がある。

（１）厳格審査の基準

厳格審査の基準を用いる場合、当該法令（あるいは、法令中の一部の規定）は、①立法目的が必要不可欠な利益の保護にあり、かつ、②手段が立法目的を達成するために必要最小限度のものでなければ、違憲である。

ア. 目的

①必要不可欠な利益は、他の基本的人権のレベルの利益であると考えることが可能である。もっとも、必ずしも他者の人権である必要はない。例えば、判例によれば、選挙の公正を確保することも含まれる。

➡厳格審査の基準・中間審査の基準では、目的・手段の双方につき、立法事実を根拠とした心証形成が必要とされる。

（例 1）目的審査では、例えば、ある法令が、「他人の家の様子など生活ぶりが窺えるような画像」が公開されることにより「子どもの誘拐

平成 23 年司法試験

第10章 経済的自由

総まくり 272～310 頁

職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）、居住・移転の自由（憲法 22 条 2 項）、財産権（憲法 29 条）を総称して、経済的自由と呼ぶ。

第1節. 職業の自由

A 総まくり 272～292 頁

1. 保護領域

A 総まくり 272 頁

(1) 「職業」

「職業」は、人が社会において、自己の生計を維持するためにする継続的活動を意味する。

そして、「職業」には、分業社会における社会的機能分担という性質、（各人が自己のもつ個性を全うすべき場という意味での）個人の人格的価値との不可分関連性という意義がある。

薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I

92

(2) 「職業選択の自由」

狭義における「職業選択の自由」には、選択した職業を開始する自由のみならず、職業の継続・廃止の自由も含まれる。

薬事法事件

職業の開始のみを保障し、その変更・終了を保障しないのでは「職業選択の自由」を保障した意味が失われるからである。

(3) 職業遂行の自由

選択した職業を遂行する自由が保障されないのでは狭義の「職業選択の自由」を保障した意味が失われかねないから、営業の自由も「職業選択の自由」に含まれるものとして、憲法 22 条 1 項により保障されると解する。

薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I

92

2. 違憲審査基準

A 総まくり 272～275 頁

薬事法事件大法廷判決によると、職業規制の違憲審査基準の厳格度は、規制の態様と規制の目的を考慮して当該規制に関する立法府の裁量の広狭を明らかにすることにより判断される。

〔論点 1〕 職業規制に関する違憲審査基準についての判例理論

A

職業規制の違憲審査基準の厳格度については、積極目的規制については緩やかに審査し、消極目的規制については厳格に審査するとの規制目的二分論もある。

しかし、職業規制のなかには積極目的と消極目的の区別が困難であるものもあるし、これら以外の目的に基づくものもあるから、規制目的二分論は妥当でない。

そして、職業規制に関する違憲審査基準の厳格度は当該規制についての立法府の裁量の広狭により決せられるべきものであるところ、職業規制についての立法府の裁量の広狭は規制の目的だけでなく規制の態様によっても変わり得るものである。

そこで、職業規制の違憲審査基準の厳格度は、規制の態様と規制の目的を考慮して当該規制に関する立法府の裁量の広狭を明らかにすることにより判断するべきである。

薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I

92

〔論点 2〕 上記の判例理論の適用

A

1. 狭義の職業選択の自由に対する制約に当たる規制

(1) 例えば、形式的にも実質的にも狭義の職業選択の自由に対する制約に当たる規制については、職業の自由に対する強力な制約であるから、そ

の分だけ、立法裁量を尊重する要請が弱くなる。

しかも、規制の目的が消極目的であるなど、規制の目的に照らして立法府による政策的判断や専門技術的判断がさほど必要とされない規制については、裁判所が規制を支える立法事実を確実に把握する可能性が高くなるから、その意味でも立法裁量を尊重する要請が弱くなる。

そこで、このような規制には、厳格な合理性の基準を採用するべきである。

(2) 薬事法事件大法廷判決によれば、形式的には職業選択の自由を制約するにとどまる規制も、実質的にみて狭義の職業選択の自由に対する制約に当たることがある。この場合、当該規制については、職業の自由に対する強力な制約と評価されることになるため、その分だけ立法裁量を尊重する要請が弱くなるから、規制の目的に照らしても立法裁量を尊重する要請が弱いといえるのであれば、厳格な合理性の基準を採用することができる。

(3) 狭義の職業選択の自由に対する制約に当たる規制であっても、規制の目的が積極目的や財政目的にあるなど、規制の目的に照らしても立法裁量を尊重する要請が強いといえる場合には、酒類販売免許制事件判決のように、緩やかな審査基準が妥当する。

2. 職業遂行の自由を制約するにとどまる規制

(1) 実質的にも職業遂行の自由を制約するにとどまる規制については、職業の自由に対する強力な制約であるとはいえないのが通常であるから、仮に規制の目的に照らすと立法裁量を尊重する要請が強くないという場合であっても、原則として、厳格な合理性の基準を採用することはできない。

(2) 実質的にも職業遂行の自由を制約するにとどまる規制であり、なお且つ、規制の目的が積極目的や財政目的にあるなど、規制の目的に照らしても立法裁量を尊重する要請が強いといえる場合には、小売市場大法廷判決が採用した明白の原則を採用することになる。

最判 H4.12.15・百194

3. 判例

〔判例 1〕 薬事法事件

事案：改正薬事法では、医薬品の一般販売業の許可条件として、薬局等の設置場所が配置上適正であることも加わり、適正配置の具体的基準については各都道府県条例に委任されており、広島県の条例では、適正配置基準として既存の薬局との間に最短距離で概ね 100m と定められていた。本事件では、薬局開設の距離制限を規定する薬事法 6 条 2 項及び県条例が憲法 22 条 1 項に違反するかどうかの主たる争点となった。

要点：①消極目的に基づく職業の許可制の憲法適合性については、厳格な合理性の基準（中間審査の基準）により審査する（〔論点 1〕）。

②医療品の供給業者を一定の資格要件を具備する者に限定し、それ以外の者による開業を禁止する許可制を採用したこと自体は、不良医薬品の供給から国民の健康と安全を守るためという公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的な措置として、合憲である。

③許可条件に関する基準のうち、「薬局の構造設備」・「薬局において薬事業務に従事すべき薬剤師の数」・「許可申請者の人的欠格事由」につい

総まくり 275～292 頁

A

最大判 S50.4.30・百192

ての許可条件は、いずれも不良医薬品の供給の防止の目的に直結する事項であるから、比較的容易にその必要性和合理性を肯定できる。

④「適正配置規制」は、不良医薬品の供給の防止の目的に直結する直接の関連性を有しないから、その必要性和合理性について、別途検討する必要がある。

適正配置規制は、主として不良医薬品の供給による国民の生命・健康に対する危険を防止すること内容とする消極目的に基づく規制であり、そこで考えられている薬局等の過当競争及びその経営の不安定化の防止は不良医薬品の供給を防止する手段にすぎない。したがって、適正配置規制は、重要な公共の利益のための規制といえる。

しかし、適正配置規制は、設置場所の制限にとどまるものの、薬局等を開業する際には、経営上の採算や諸般の生活上の条件を考慮して自己の希望する開業場所を選択するのが通常であり、特定場所における開業の不能は開業そのものの断念にもつながりうるから、実質的には職業選択の自由に対する大きな制約的効果を有するものであるといえる。とすれば、規制の必要性・合理性が認められるためには、適正配置規制がなければこれによる職業の自由の制約と均衡を失しない程度において国民の保健に対する危険を生じさせるおそれのあることが合理的に認められることが必要であるというべきである。

そして、「適正配置規制の不存在－薬局等の偏在－競争の激化－経営の不安定－法規違反による不良医薬品の供給」という因果関係のうち、「適正配置規制の不存在－薬局等の偏在－競争の激化－経営の不安定」までは容易に想定される。しかし、経営が不安定化した薬局等において法規違反による不良医薬品の供給が起こるという危険が相当程度の規模で発生する可能性については、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とはいえない。

したがって、手段の必要性の前提として要求される手段の適合性が認められない。したがって、「適正配置規制」は、必要かつ合理的な規制とはいえず、憲法 22 条に反し違憲である。

〔判例 2〕酒類販売免許制事件

事案：酒税法は、酒類販売業について免許制度を定めるとともに、免許基準の一つとして「…その経営の基礎が薄弱であると認められる場合」には免許を与えないとすることができると規定していた。

要点：本判決は、薬事法事件大法廷判決を参照して、「一般に許可制は、…狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する」と述べた。

その上で、消極目的・積極目的のいずれでもない「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的」の存在を認め、「租税法の定立」については「総合的な政策判断」及び「極めて専門技術的な判断」が必要であるとの理由から「裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ない」として、かかる目的に基づく「職業の許可制による規制については、その必要性和合理性についての立法府の判断が、右の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでな

A

最判 H4.12.15・百 194

い限り」合憲であるとの判断基準を示した。これは、「明白」という表現が用いられていないため、明白の原則よりは厳格な基準であると理解されている。¹⁾

〔判例 3〕医薬品ネット販売事件

事案：新薬事法は、一般用医薬品を健康被害のリスクに応じて第1類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品に分けた上で、これらの販売・授与の方法等について規定するとともに、販売・授与の方法の具体的態様について厚生労働省令に委任していた。この委任を受けて、新薬事法施行規則は、第1類医薬品・第2類医薬品について、郵便等販売を一律に禁止するとともに、店舗における販売・授与・情報提供を対面によることを義務付けた。これにより、インターネット等での販売が可能な一般用医薬品は、第3類医薬品のみとなった。

本事件では、新薬事法施行規則は郵便等販売を広範に禁止するものであり、新薬事法の委任の範囲外の規制を定める違法なものではないかという点が問題となった。

要点：委任命令が授權規定による委任の範囲内といえるか否かは、授權規定の文理、授權規定が下位法令に委任した趣旨、授權法の趣旨・目的・仕組みとの整合性、委任命令によって制限される権利・利益の性質等を考慮して判断される。

そして、本判決は、①安全面及び消費者の利便性の見地からみて、一般医薬品の販売・授与の方法を店舗における対面のものに限定すべき理由は乏しいという意見が、一般消費者、専門家・有識者等、さらには政府内部でも存在したこと、②旧薬事法の下では違法とされていなかった郵便等販売に対する新たな規制は、郵便等販売をその事業の柱としてきた者の職業活動の自由を相当程度制約するものであることが明らかであることを理由に、委任の趣旨の解釈を厳格に行った。具体的には、新薬事法中の諸規定から、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が、上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要求している。

B

最判 H25.1.11・百II A19

¹⁾ 本判決は、酒類販売業の免許制について、薬事法事件大法廷判決を参照して、①「一般に許可制は、…狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する」と述べる一方で、②当該免許制は「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的」に基づくものであり、「総合的な政策判断」及び「極めて専門技術的な判断」が必要であるとの理由から、「必要性和合理性についての立法府の判断が、右の政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り」合憲であると述べている。このように、規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さがずれている。

職業規制に関する判例について、判例の立場であると理解されている利益較量論に従って理解するのであれば（堀越事件・最判 H24.12.7・百I 13・千葉勝美裁判官の補足意見、総まくり 66 頁・脚注 8））、積極目的又は財政目的に基づく狭義の職業選択の自由に対する規制については、規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さがずれることになる。利益較量論だからこそ、規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さが異なることも許容されるのである。

これに対し、学説の違憲審査基準論に従って理解するのであれば、目的審査と手段審査とで厳格度を一致させる必要があるから、判例のように規制目的と規制手段とで要求されるハードルの高さが異なるという事は許されない。この点については、職業規制が出題された平成 26 年司法試験の採点実感でも、「定立した審査基準と、目的審査において求められる正当性のレベルがかみ合っていないものが多かった。例えば、厳格な合理性審査を採りながら、目的が「正当」であればよいと記述している答案などである。」として批判されている。

第4章 裁判所

総まくり 411～433 頁

1. 司法権の意味と範囲

B 総まくり 411～426 頁

憲法は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と定めている（憲法 76 条 1 項）。

（1）司法権の概念

B

司法とは、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」だと考えられてきた。

（2）法律上の争訟

B

司法権の概念の中核をなす「具体的な争訟」は、裁判所法 3 条 1 項の「一切の法律上の争訟」と同じ意味である。

「法律上の争訟」の意味について、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否（刑罰権の存否を含む）に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決することができるものに限られる。

「法律上の争訟」にあらず、裁判所の審判権が及ばない場合又は事項としては、次のようなものがある。

ア. 具体的事件性がない

C

具体的事件性もない（つまり、自己の権利又は法律上保護される利益の侵害がない）のに抽象的に法令の解釈又は効力について争うことはできない。

なお、具体的事件性を前提とせずに出訴できるとする客観訴訟（民衆訴訟：行訴法 5 条、機関訴訟：同法 6 条）は「その他法律において特に定める権限」（裁判所法 3 条 1 項）として法律で例外的に認められたものである。

イ. 単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争等

C

これは、①・②いずれも欠き、「法律上の争訟」に当たらない。

例えば、国家試験における合否の判断は、学問又は技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、試験実施機関の最終判断に委ねられ、「法律上の訴訟」に当たらない。

ウ. 宗教問題

B

まず、①純然たる信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断自体を求める訴えや、単なる宗教上の地位の確認を求める訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争ではないから、①を欠き、「法律上の争訟」に当たらない。

次に、②具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争において宗教問題が前提問題とされている場合には、⑦紛争の実態ないし核心が宗教上の争いであって全体として裁判所による終局的解決に適しないものと、⑧紛争自体は全体として裁判所による解決に適しないとはいえないものがある。⑦は、②を欠き「法律上の争訟」に当たらないとして訴えが却下される。⑧は、「法律上の争訟」に当たるため訴えが却下されないものの、当該争点については宗教団体の自律的判断が尊重されるため、宗教上の教義の解釈にわたるなど本来その自治によって決定すべき事項について裁判所は実体的な審理判断を行わず、自治に対する介入にわたらない事項（例えば、住職の選任ないし罷免の手續上の問題）についてのみ審理判断することが許される。⑨の場合に司法審査が制限され得る根拠は、宗教団体の

宗教上の教義・信仰に関する事項には憲法上国の干渉からの自由が保障されていることに対応して、これらの事項について裁判所の中立性が要求されることにある。

(3) 司法権の限界

裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判」する（裁判所法 3 条 1 項）というのが原則であるが、この原則にはいくつかの例外がある。

具体的には、①議員の資格争訟の裁判（憲法 55 条）、裁判官の弾劾裁判（憲法 64 条）のように、憲法が特別の理由から明文で認めたもの、②国際法上の治外法権や、条約による裁判権の制限のように国際法によって定められたもののほか、③国会ないし各議院の自律権に属する行為、行政機関ないし国会の自由裁量に属する行為、統治行為、及び団体の内部事項に関する行為など、法律上の係争ではあるが、事柄の性質上裁判所の審査に適しないと認められるもの、が挙げられる。以下では、③について取り上げる。

ア. 自律権に属する行為

自律権とは、懲罰や議事手続など、国会又は各議院の内部事項について自主的に決定できる権能のことをいう。

警察法改正無効事件大法廷判決は、「同法（新警察法）は両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する…事実（議事手続の衆議院規則違反）を審理してその有効無効を判断すべきではない」とした。

C

最大判 S37.3.7・百 II 186

イ. 自由裁量行為

政治部門（国ないし行政機関）の自由裁量に委ねられる行為は、当・不当が問題となるだけで、裁量権を著しく逸脱又は濫用した場合でない限り、裁判所の統制が及ばない。

C

ウ. 統治行為

統治行為は、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為を意味し、「法律上の争訟」として裁判所による法律的な判断が理論上は可能であるものの、事柄の性質上、司法審査が及ばないとされる。

〔論点 1〕統治行為の論拠と範囲・限界

直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為は、主権者たる国民に対して政治的責任を負う政府・国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものであるから、三権分立の原理に由来する司法権の憲法上の本質に内在する制約として、「裁判所の審査権の外にあると解すべきである。

もともと、統治行為論の根拠は民主政の理論（国民の意思の尊重）にあるから、精神的自由権の侵害を争点とする事件には適用すべきでない。

A

苫米地事件・最大判 S35.6.8・百 II

196

エ. 団体の内部事項に関する行為

地方議会、大学、政党、労働組合、弁護士会等々の自主的な団体の内部紛争に対して、それぞれの団体の自治（自主性・自立性）を尊重するために司法審査を控えるべき場合もある。

〔論点 1〕外在的制約論

団体の内部問題についてはそれぞれの団体の自主性・自律性を尊重する要請があるところ、従来の最高裁判例は、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」については司法権の内在的制約として司法審査の対象外であるとする「部分社会の法理」を採用していた。

A

最判 S52.3.15・百 II 182

しかし、法秩序の多元性を前提とする一般的・包括的な「部分社会の法理」は妥当でない。

そこで、団体の内部問題に対する司法審査の可否・限界については、その適否が専ら団体の自主的・自律的な解決に委ねられるべきかを個別具体的に判断すべきである（外在的制約論）。

この判断では、団体の目的・性質・機能、自律性・自主性を支える憲法上の根拠、問題となっている事柄等（争われている権利・利益の性質等）を考慮する。

最大判 R2.11.25 参照

【判例 1】市議会議員出席停止事件

A

最大判 R2.11.25

事案：市議会により 23 日間の出席停止の懲罰を科された市議会議員がその取り消しを求める訴えを提起した。

要点：本判決の要点は以下の 3 つである。

1. 法律上の争訟

（1）司法権は「法律上の争訟」についてのみ行使できるのが原則であり（裁判所法 3 条 1 項）、ここでいう「法律上の争訟」は、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否（刑罰権の存否を含む）に関する紛争であって、②それが法律を適用することにより終局的に解決することができるものに限られる。

（2）市議会議員が市議会により科された出席停止の懲罰の取り消しを求める訴えは、市議会議員としての権利の存否に関するものである上（①）、法令の規定に基づく処分を取り消しを求めるものという意味で法令の適用によって終局的に解決し得るものでもあるから（②）、「法律上の争訟」に当たる。

2. 司法審査の可否

（1）… [論点 1] …

（2）確かに、地方議会には、住民自治及びその実現手段としての団体自治を内容とする「地方自治の本旨」（憲法 92 条）を根拠として、議会の運営に関する事項について自律的な権能が認められる。地方議会による議員の懲罰は、上記の自律的な権能の一内容を構成する。

しかし、地方議会については、国会と異なり、議員の資格争訟の裁判権（憲法 55 条）や免責特権（憲法 51 条）を定めた規定が存在しないため、国会と同程度の自律性・自主性を認めることはできない。

また、「地方自治の本旨」の中核は住民自治にあり、団体自治は住民自治を実現する手段に位置づけられるところ、議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会において住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う。

そして、議員に対して出席停止の懲罰が科されると、当該議員は議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。これは、当該議員に投票した有権者の意思の反映を制約するものとなり、住民自治を阻害することを意味する。

そうすると、議員に対する出席停止の懲罰について司法審査の対象外とすることは、「地方自治の本旨」としての住民自治により司法権に対する外在的制約を基礎付けながら、住民自治を阻害する結果を招く

という意味で、背理である。¹⁾

そこで、地方議会による議員に対する出席停止の懲罰については、その適否が専ら議会の自主的・自律的な解決に委ねられるべきであるとはいえないから、常に司法審査の対象になると解すべきである。

3. 司法審査の方法（限界）

地方議会による議員に対する出席停止の懲罰の適否について司法審査をする際には、以下の通り、地方議会の自律性・自主性にも配慮する必要がある。

すなわち、地方議会による懲罰の実体判断については、議会に裁量が認められることから、懲罰が違法であると判断されるのは、裁量権の逸脱・濫用がある場合に限られる。

そして、地方議会による懲罰の判断についての裁量権の逸脱・濫用を判断する際には、地方議会の自律性・自主性に配慮するために、地方議会の懲罰についての裁量を広めに認めるべきである。

最大判 R2.11.25 は、村会議員に対する出席停止の懲罰を司法審査の対象外とした村会議員出席停止事件（最大判 S35.10.19・百Ⅱ181）を変更した。

2. 裁判所の組織と権能

B 総まくり 426～432 頁

（1）最高裁判所裁判官の国民審査

最高裁判所の裁判官については、とくに、国民審査の制度が設けられている（憲法 79 条 1 項）。これは、最高裁判所の地位と権能（特に違憲審査権）の重要性に鑑み、裁判官の選任に対して国民による民主的コントロールを及ぼすことを目的としている。

〔論点 1〕国民審査の性質

国民審査の性質については、①解職制（リコール制）と解する見解、②解職と同時に適任者の信任の性格を有すると解する見解、③解職と任命の事後審査の性格を併有すると解する見解があり、判例・通説は①である。

B

最大判 S27.2.20・百Ⅱ184

確かに、「最高裁判所の裁判官の任命は…国民の審査に付し」という憲法 79 条 2 項の文言だけを見ると、国民審査に先行する天皇又は内閣による任命行為（憲法 6 条 2 項、憲法 79 条 1 項）は国民審査までの間に暫定的な行為であって、国民審査は任命行為を確定ないし完成させる作用であると捉える余地もある。

しかし、このように考えると、任命時から国民審査を受けるまでの間における最高裁判所裁判官の地位を説明することができない。

また、「投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免する」という憲法 79 条 3 項の文言からすれば、国民審査は、すでに任命が確定ないし完成されている最高裁判所裁判官の適格性を国民が判断し、不適格者を罷免する制度であると解される。

そこで、国民審査は解職の制度であると解する。

¹⁾ 本判決が地方議会議員の出席停止について“常に”司法審査の対象になるとした本質的理由は、地方議会の内部問題に対する司法権の外在的制約を「地方自治の本旨」としての住民自治により基礎付けておきながら、出席停止を司法審査の対象外として住民自治の効果を阻害するのは背理であるという考えにある。すなわち、地方議会の内部問題に対する司法権の外在的制約を「住民自治（憲法 92 条）⇒地方議会の自律性・自主性⇒司法権の外在的制約」というロジックで認めておきながら、出席停止を司法審査の対象外として住民自治の効果を阻害するのでは、司法権の外在的制約を認めた根拠と帰結とが矛盾するということがある。同じ問題意識は、大学の学問の自由（憲法 23 条）のための制度的保障である大学の自治を根拠として大学の内部問題についての自主性・自律性を認めておきながら、大学の自治を根拠として大学による研究者に対する研究中止命令（大学における学問の研究の自由を制約する処分）について司法審査の対象外とするのは背理ではないかという形で平成 21 年司法試験で出題されている。

判例

- ・最大判 S25.2.1（ヤミ米販売事件） p146
- ・最大判 S27.2.20 p135
- ・最大判 S27.10.8（警察予備隊違憲訴訟・百Ⅱ187） p145
- ・最大判 S28.12.23（農地改革事・百Ⅰ100） p99
- ・最判 S29.1.22（百Ⅰ〔6版〕105） p98
- ・最大判 S29.11.24（新潟県公安条例事件・百Ⅰ82） **p89**、90
- ・最大判 S30.2.9（公民権停止事件・百Ⅱ146） p104
- ・最大判 S30.4.22（百Ⅱ207） p137
- ・最大判 S31.7.4（謝罪広告強制事件・百Ⅰ33） p54
- ・最大判 S32.12.25（不法出国・密輸事件） p24
- ・最大判 S32.3.13（チャタレイ事件・百Ⅰ51） p78
- ・最大判 S33.10.15（東京都売春取締条例事件・百Ⅰ32） p51
- ・最大判 S34.12.16（砂川事件・百Ⅱ163） p126
- ・最大判 S35.6.8（苫米地事件・百Ⅱ190） p134
- ・最大判 S35.10.19（村会議員出席停止事件・百Ⅱ181） p136
- ・最大決 S35.7.6（強制調停違憲決定・百Ⅱ124） p103
- ・最大判 S35.7.20（東京都公安条例事件・百ⅠA8） p89
- ・最大判 S37.3.7（警察法改正無効事件・百Ⅱ180） p134
- ・最大判 S37.5.30（百Ⅱ208） p142
- ・最大判 S37.11.28（第三者所有物没収事件・百Ⅱ107） p101、147
- ・最大判 S38.3.27（百Ⅱ200） p141
- ・最大判 S38.5.22（東大ポボロ事件・百Ⅰ86） p63、**65**
- ・最大判 S38.6.26（奈良県ため池条例事件・百Ⅰ98） p141
- ・東京地判 S39.9.28（「宴のあと」事件・百Ⅰ60） p37
- ・最大判 S41.10.26（全通東京中郵事件・百Ⅱ139） p118
- ・最大判 S43.11.27（河川附近地制限令事件・百Ⅰ102） p99、100
- ・最大判 S43.12.4（三井美唄炭鉱労組事件・百Ⅱ144） p22、104
- ・最大判 S44.6.25（「夕刊和歌山時事」事件・百Ⅰ64） p77、**79**、81
- ・最大判 S44.10.15（「悪徳の栄え」事件・百Ⅰ52） p78
- ・最大決 S44.11.26（博多駅事件・百Ⅰ73） p83
- ・最大判 S44.12.24（京都府学連事件・百Ⅰ16） p36、**37**、**39**
- ・最大判 S45.6.24（八幡製鉄事件・百Ⅰ8） p20
- ・最大判 S45.9.16（禁煙処分事件・百ⅠA4） p31
- ・最大判 S47.11.22（川崎民商事件・百114） p102
- ・最大判 S48.4.4（尊属殺人事件・百Ⅰ25） p44
- ・最大判 S48.4.25（全農林警職法事件・百Ⅱ141） p30
- ・最大判 S48.12.12（三菱樹脂事件・百Ⅱ9） p34
- ・最判 S49.7.19（昭和女子大事件・百Ⅱ10） p34
- ・最大判 S49.11.6（猿払事件・百Ⅰ12） **p27**、71
- ・最大判 S50.4.30（薬事法事件・百Ⅰ92） p91、**92**
- ・最大判 S50.9.10（徳島市公安条例事件・百Ⅰ83） p68、**142**、**143**、147
- ・最判 S50.11.28（国労広島地本事件・百Ⅱ145） p22
- ・最大判 S51.4.14（議員定数不均衡訴訟・衆議院議員選挙・百Ⅱ148） p106

- ・最大判 S51.5.21 (旭川学力テスト事件・百Ⅱ136) p64、**115**
- ・最判 S52.3.15 (富山大学事件・百Ⅱ182) p134
- ・最大判 S52.7.13 (津地鎮祭事件・百Ⅰ42) p60
- ・最大判 S53.10.4 (マクリーン事件・百Ⅰ1) p23
- ・最判 S56.4.14 (前科照会事件・百Ⅰ17) p37
- ・最判 S56.4.16 (「月刊ペン」事件・百Ⅰ65) p79
- ・最判 S56.7.21 (個別訪問禁止事件・百Ⅱ158) p11、**105**
- ・最大判 S57.7.7 (堀木訴訟・百Ⅱ132) p13、108、109
- ・最判 S58.2.18 (行百Ⅱ247) p99
- ・最大判 S58.6.22 (よど号ハイジャック記事抹消事件・百Ⅰ14) p11、**32**、72、73
- ・京都地判 S59.3.30 (京都市古都保存協力税条例事件・百Ⅰ〔5版〕44) p58
- ・最大判 S59.12.12 (札幌税関検査事件・百Ⅰ69) p69、146
- ・最判 S59.12.18 (吉祥寺駅構内ビラ配布事件・百Ⅰ57) p85
- ・最判 S60.1.22 (旅券発給拒否処分事件) p95
- ・最大判 S60.3.27 (サラリーマン税金訴訟・百Ⅰ31) p51
- ・熊本地判 S60.11.13 (熊本丸刈り事件・百ⅠA5) p41
- ・最判 S60.11.21 (在宅投票廃止違憲訴訟・百Ⅱ191) p96
- ・東京地判 S61.3.20 (日曜日授業参観事件・百ⅠA6) p59
- ・最大判 S61.6.11 (北方ジャーナル事件・百Ⅰ68) **p69**、77、79
- ・最判 S62.3.3 (大分県屋外広告物条例事件・百Ⅰ56) p85
- ・最大判 S62.4.22 (森林法共有林事件・百Ⅰ96) p97
- ・最判 S62.4.24 (サンケイ新聞事件・百Ⅰ76) p74、79
- ・最大判 S63.6.1 (自衛官合祀訴訟・百Ⅰ43) p62
- ・最判 S63.7.15 (麹町中学内申書事件・百Ⅰ34) p54
- ・最判 S63.12.20 (車内広告放送事件・百Ⅰ20) p40
- ・最判 S63.12.20 (共産党袴田事件・百Ⅱ183) p119、135
- ・最判 H 元.3.2 (塩見訴訟・百Ⅰ5) p24
- ・最大判 H 元.3.8 (レペタ事件・百Ⅰ72) p73
- ・最判 H 元 6.20 (百里基地事件・百Ⅱ166) p35
- ・最判 H 元.9.19 (岐阜県青少年保護育成条例事件・百Ⅰ50) p68、**72**
- ・最判 H 元.12.14 (どぶろく事件・百Ⅰ21) p41
- ・最判 H 元.12.21 (長崎教師ビラ事件・百Ⅰ66) p81
- ・最判 H2.1.18 (伝習館高校事件・百Ⅰ137) p117
- ・最決 H2.7.9 (TBS 事件・百Ⅰ74) p75
- ・最大判 H4.7.1 (成田新法事件・百Ⅱ109) p87、**101**
- ・最判 H4.11.16 (森川キャサリン事件・百ⅠA2) p24
- ・最判 H4.12.15 (酒類販売免許制事件・百Ⅰ94) p92、**93**
- ・最判 H5.2.28 (ヒッグス・アラン事件) p25
- ・最判 H7.2.28 (外国人地方選挙訴訟・百Ⅰ3) p25
- ・最判 H7.3.7 (泉佐野市民会館事件・百Ⅰ81) **p87**、88
- ・最大決 H7.7.5 (非嫡出子相続分規定事件(合憲)・百Ⅰ〔5版〕31) p45
- ・最判 H7.12.15 (指紋押捺事件・百Ⅰ2) p37, **39**
- ・最決 H8.1.30 (宗教法人解散命令事件・百Ⅰ39) p49、**58**
- ・最判 H8.3.8 (エホバの証人剣道受講拒否事件・百Ⅰ41) p10、**59**
- ・最判 H8.3.15 (上尾市福祉会館事件) p88

- ・最判 H8.3.19（南九州税理士会事件・百 I 36） p21
- ・最大判 H9.4.2（愛媛玉串料事件・百 I 44） p61
- ・最判 H9.9.9（病院長自殺国賠訴訟・百 II 170） p124
- ・最大判 H10.12.1（寺西事件・百 II 177） p30
- ・最大判 H11.11.10（重複立候補制度・比例代表制・小選挙区制違憲訴訟・百 II 152） p105
- ・最判 H12.2.29（エホバの証人輸血拒否事件・百 I 23） p42
- ・熊本地判 H13.5.11（ハンセン病訴訟・百 II 192） p95
- ・最判 H14.1.29（ロス疑惑配信記事訴訟） p81
- ・最大判 H14.2.13（証券取引法事件・百 I 97） p97
- ・最判 H14.4.25（群馬司法書士会事件） p21
- ・最判 H14.9.24（「石に泳ぐ魚」事件・百 I 62） p38
- ・最判 H15.3.14（長良川事件報道訴訟・百 I 67） p82
- ・最判 H15.9.12（早稲田大学講演会事件・百 I 18） p39
- ・東京高決 H16.3.31（週刊文春記事差止事件） p70
- ・最判 H16.7.15（ゴーマニズム宣言事件） p81
- ・最大判 H17.1.26（外国人管理職訴訟・百 I 4） p26
- ・最判 H17.7.14（公立図書館の図書廃棄事件・百 I 70） p67
- ・最大判 H17.9.14（在外日本人選挙権制限規定違憲訴訟・百 II 147） p103、104
- ・最大判 H18.3.1（旭川市国民健康保険条例事件・百 II 196） p138
- ・最決 H18.10.3（NHK 記者証言拒否事件・百 I 71） p75
- ・最判 H19.2.27（「君が代」ピアノ伴奏職務命令拒否事件） p56
- ・最判 H19.9.18（広島市暴走族追放条例事件・百 I 84） p68、**88**
- ・最判 H19.9.28（学生無年金障害者訴訟・百 II 134） p111
- ・最判 H20.2.19（第 2 次メイプルソープ事件・H20 重判 6） p79
- ・最判 H20.3.6（住基ネット事件・百 I 19） p40
- ・最判 H20.4.11（自衛隊官舎ビラ配布事件・百 I 58） p76
- ・最大判 H20.6.4（国籍法違憲訴訟・百 I 26） p50
- ・最大判 H22.1.20（空知太神社事件・百 I 47） p61
- ・最決 H22.3.15（名誉毀損被告事件・H22 重判 8） p80
- ・最大判 H23.3.23（議員定数不均衡訴訟・1 人別枠方式・百 II 153） p106
- ・最判 H23.4.28 p81
- ・最判 H23.5.30（「君が代」起立斉唱職務命令拒否事件・百 I 37） p55
- ・最判 H24.2.28（生活保護年齢加算廃止訴訟・百 II 135） p108
- ・最判 H24.12.7（堀越事件・百 I 13） p28
- ・最判 H25.1.11（医薬品ネット販売事件・百 II A19） p94
- ・最判 H25.3.21（神奈川県臨時特例企業税事件・百 II 208） p143
- ・最大決 H25.9.4（非嫡出子相続分規定事件（違憲）・百 I 27） p44
- ・最大判 H25.11.20（議員定数不均衡訴訟・衆議院議員選挙・H25 重判 1） p106
- ・最判 H26.1.16（H26 重判 6） p84
- ・最大判 H27.12.16（女子再婚禁止期間事件（違憲）・百 I 28） **p45**、103
- ・最大判 H27.12.16（夫婦同氏事件・百 I 29） p47
- ・最決 H29.1.31（グーグル検索結果削除請求事件・百 I 63） p12、**40**
- ・最大判 R2.11.25（市議会議員出席停止事件） p135

(参考文献1)

- ・「憲法」第7版(著: 芦部信喜、補訂: 高橋和之-岩波書店)
- ・「憲法学Ⅰ」初版(著: 芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅱ」初版(著: 芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅲ」増補版(著: 芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法Ⅰ」第5版(著: 野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
- ・「憲法Ⅱ」第5版(著: 野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
- ・「立憲主義と日本国憲法」第3版(著: 高橋和之-有斐閣)
- ・「体系 憲法訴訟」初版(著: 高橋和之-岩波書店)
- ・「憲法Ⅰ 基本権」初版(著: 渡辺康行・宍戸常寿ほか-日本評論社)
- ・「憲法講義(人権)」初版(著: 赤坂正浩-信山社)
- ・「憲法」初版(著: 青柳幸一-尚学社)
- ・「憲法訴訟」第2版(著: 戸松秀典-有斐閣)
- ・「憲法」第3版(著: 渋谷秀樹-有斐閣)
- ・「憲法起案演習 司法試験編」初版(著: 渋谷秀樹-弘文堂)
- ・「日本国憲法論」初版(著: 佐藤幸治-成文堂)
- ・「憲法論点教室」第2版(著: 曾我部真裕・赤坂幸一ほか-日本評論社)
- ・「憲法上の権利の作法」第3版(著: 小山剛-尚学社)
- ・「判例から考える憲法」初版(著: 小山剛・畑尻剛・土屋武-法学書院)
- ・「憲法判例の射程」初版(編著: 横大道聡-弘文堂)
- ・「精読憲法判例[人権編]」初版(編集代表: 木下昌彦-弘文堂)
- ・「憲法の地図」初版(著: 大島義則-法律文化社)
- ・「憲法ガール」初版(著: 大島義則-法律文化社)
- ・「憲法判例百選Ⅰ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例百選Ⅱ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例」第8版(著: 戸松秀典・初宿正典-有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和2年(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2020(日本評論社)

(参考文献2)

- ・「行政法」第6版(著: 櫻井敬子・橋本博之-弘文堂)
- ・「行政法Ⅰ」第6版(著: 塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅱ」第5版補訂版(著: 塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅲ」第4版(著: 塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法①」第3版(著: 大橋洋一-有斐閣)
- ・「行政法②」第2版(著: 大橋洋一-有斐閣)
- ・「基本行政法」第3版(著: 中原茂樹-日本評論社)
- ・「行政法概説ⅠⅡⅢ」(著: 宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法総論を学ぶ」初版(著: 曾和俊文-有斐閣)
- ・「行政判例百選ⅠⅡ」第7版(有斐閣)